

(略)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信 行
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和3年9月3日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、都が、葛飾区に所在する飲食店（以下「本件飲食店」という。）に対して、東京都感染拡大防止等協力金（以下「協力金」という。）の支給要件を満たしていないにもかかわらず協力金の支給をしていること、または支給しようとしていることは違法・不当であるなどとして、本件飲食店から協力金の返還等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

そして上記規定は、「住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包

括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当」である(平成2年6月5日最高裁判決)。これは、「法が、直接請求の一つとして事務の監査請求の制度を設け、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務等の執行に関し監査の請求をすることができる旨規定している(法第75条)ことと対比してみても、また、住民監査請求が、具体的な違法行為等についてその防止、是正を請求する制度である住民訴訟の前置手続として位置付けられ、不当な当該行為等をも対象とすることができるものとされているほかは、規定上その対象となる当該行為等について住民訴訟との間に区別が設けられていないことからみても、住民監査請求は住民一人からでもすることができる」とされている反面、その対象は一定の具体的な当該行為等に限定されていると解するのが、法の趣旨に沿うものといわなければならない(上記最高裁判決)とされているからである。したがって、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し(上記最高裁判決)、その際には「住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度」であることを要する(平成16年11月25日最高裁判決)。

#### 1 本件協力金の支出が違法・不当であるとの主張について

本件請求において、請求人は、知事が本件飲食店に対して「令和2年4月11日から実施分から令和3年9月1日～9月12日実施分」(原文のまま)についての協力金(累計1,376万円。以下「本件協力金」という。)を、違法・不当に支出し、または将来支出しようとしていると主張する。

協力金について、都は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、厳しい状況下の中小企業等を支援することを目的として、協力金事務取扱要綱(令和2年4月22日付2産労総企第106号他。以下「本件要綱」という。)を定めている。本件要綱によれば、知事は、休業等の要請(協力依頼を含む。以下同じ。)を受けた対象事業者から申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給することとされ(第6条第1項)、当該申請に当たっては、申請者は都の要請に従う旨の誓約書又は確認書を提出するとともに、要請期間中に休業したこと(要請期間により、営業時間を短縮したこと、酒類提供を取りやめたこと等)を都が確認できるようにするため、店頭での臨時休業のお知らせ掲示及びメニューや酒類提供取りやめの告知等の写真など各種資料を提出することとされている(第5条

第1項、申請受付要項（パンフレット）。

ところで、請求人は、「店主が店のドアを開けて知人に協力金を満額受給している旨を話していたのを耳にし」たこと、及び「葛飾区役所からも同店が給付金を受給している旨聴取」したことから、本件協力金が本件飲食店に支払われていると推測したものと解される。しかしながら、法に基づく住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為を請求人の憶測や主観に基づき監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではないとされているところ、請求人の主張内容からは、請求の対象が都の財務会計上の行為と具体的に特定されたものとして、監査委員が認識することができる程度のものであると認めることはできない。また、請求人は、令和2年4月11日ないし令和3年9月1日の間、都が協力要請を行う時間帯において連日のように、複数人が本件飲食店に出入りをし、それらの者から発せられるカラオケの騒音や喧噪等が原因で請求人自身が何度も110番通報したことや、複数回にわたり酒屋が本件飲食店に酒を搬入し空瓶の回収を行っていること、深夜に本件飲食店の窓から明かりを現認することができ、深夜も営業行為を行っていると考えられるのが妥当であることなどを主張しているが、これらは、本件飲食店が本件協力金の支給に必要な都の要請に応じていないとする事実を主張しているに過ぎないため、本件協力金が本件飲食店に対し支払われたとすることを裏付けるものとは言えず、都の財務会計上の行為を特定しているものとは認められない。

さらに、請求人は、知事が本件飲食店に対し本件協力金のうち「将来分も含め未支給分」を支払うおそれがあるとして、その差し止めを求めているが、法第242条第1項でいう「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」については、当該行為がされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当であるとされる（平成23年1月14日大阪地裁判決）。本件要綱によれば、休業等の要請を受けた対象事業者から申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときに協力金を支給するとされているところ、請求人は、本件飲食店が協力金の支給に必要な都の要請に応じていないとする事実を主張しているが、将来支払われる協力金について「東京都が申請を受け付けている期間の協力金支給拒否を求める」と述べるにとどまり、本件請求は、将来、本件飲食店に対し協力金が支払われることについて上記判決にいう相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているものとはいえない。

## 2 本件協力金の返還請求権の行使を怠る事実が違法・不当との主張について

本件請求は1で述べたとおり不適法なものであるが、請求人は、都が本件飲食店に対して本件協力金の返還請求権の行使を怠る事実が違法・不当であり、その怠る事実は現在も継続しているとも主張していることから、この点についても検討する。

本件要綱によれば、知事は、協力金の支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとされている（第7条第1項）。そして知事が支給の取消しを行った場合は、既に協力金を支給しているとき知事は期限を定め協力金の返還を命ずることとされている（第7条第2項）。

以上のことから、協力金の返還請求権が発生するためには、知事において協力金支給の決定の取消しが行われることが前提であるといえる。

ところで、請求人は請求書や事実証明書において、知事が本件飲食店に対し、本件協力金の支給の取消しを行ったことについて、当該取消しに関する主張がなされていないことから、本件飲食店に対する本件協力金の返還請求権は発生しているものとはいえず、都がその行使を怠る事実があるとは認められない。

したがって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。